

(表)

# 大規模建築物等の届出チェックシート

## 全市域用(工業地・工場施設を除く)

「景観計画区域内における行為の届出」は、以下のチェックシートにより「良好な景観形成のための指針」及び「行為の制限」への適合を確認し、添付図面等とともに提出してください。

チェック欄：指針内容に合致している場合、チェック欄の「」に「レ」を記してください。  
(項目に該当しない場合は「」に「レ」)

項目		指針内容	チェック欄																			
1) 位置																						
(1) 配置	眺望	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山の眺望を阻害しないような配置に努めること。</li> <li>高さの高い通信用鉄塔等の建設地選定の際は、特に配慮すること。</li> </ul>																				
	基調	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の地形やまち並みなど周辺景観の基調から突出した印象とならないような配置に努めること。</li> </ul>																				
	壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共施設に面する壁面などは後退に努め、修景や広場・歩道状の空間、植栽のための空間を確保するよう努めること。</li> <li>隣地に面する壁面などは後退に努めること。</li> </ul>																				
2) 外観																						
(1) 形態	建築物の高さ、屋根形状の周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。</li> <li>屋根形状は、地形やまち並みなど周辺景観の基調と調和するものとする。</li> </ul>																				
	まち並みとの調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態は、まち並みの統一感や連続性を高めるものとするよう努めること。</li> </ul>																				
	商業地における低層部の演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業地内においては、ショーウィンドウの設置やライトアップなどにより、にぎわい景観を創出するよう努めること。</li> </ul>																				
(2) 壁面デザイン	周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面デザインは、周辺景観との調和に配慮するとともに、良好な景観の形成に寄与するよう十分に工夫すること。</li> </ul>																				
	大壁面の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面デザインは、単調な大壁面による威圧感をできる限りなくすること。</li> </ul>																				
(3) 色彩	高彩度色の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面の基調色は下記の範囲を使用すること。</li> </ul>																				
	【制限事項】 使用できる色彩の範囲 (色彩基準)	<p>建築物及び工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法 - 三属性による表示〕(マンセル値)に基づき、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>用途地域が指定されている区域</td> <td>0R ( 10R P ) ~ 10R</td> <td>彩度 4 以下。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0Y R ( 10R ) ~ 5 Y</td> <td>彩度 6 以下。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の色相</td> <td>彩度 3 以下。</td> </tr> <tr> <td>用途地域が指定されていない区域</td> <td>0R ( 10R P ) ~ 10R</td> <td>彩度 3 以下。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0Y R ( 10R ) ~ 5 Y</td> <td>彩度 4 以下。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の色相</td> <td>彩度 2 以下。</td> </tr> </table>	用途地域が指定されている区域	0R ( 10R P ) ~ 10R	彩度 4 以下。		0Y R ( 10R ) ~ 5 Y	彩度 6 以下。		上記以外の色相	彩度 3 以下。	用途地域が指定されていない区域	0R ( 10R P ) ~ 10R	彩度 3 以下。		0Y R ( 10R ) ~ 5 Y	彩度 4 以下。		上記以外の色相	彩度 2 以下。		
	用途地域が指定されている区域	0R ( 10R P ) ~ 10R	彩度 4 以下。																			
		0Y R ( 10R ) ~ 5 Y	彩度 6 以下。																			
	上記以外の色相	彩度 3 以下。																				
用途地域が指定されていない区域	0R ( 10R P ) ~ 10R	彩度 3 以下。																				
	0Y R ( 10R ) ~ 5 Y	彩度 4 以下。																				
	上記以外の色相	彩度 2 以下。																				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の基調色は彩度・明度を壁面と同等以下に抑えた色彩とすること。</li> </ul>																					
	周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面などの基調色は、周辺のまち並み景観や自然景観と調和する色彩とすること。</li> </ul>																				

## (裏)

項目		指針内容	チェック欄	
2) 外観(つづき)				
(4) 材料	周辺景観との調和	・材料は、周辺景観との調和に配慮し、違和感のないものを使用すること。		
	経年変化への配慮	・材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に努めること。		
(5) 付帯設備	屋外広告物	・周囲の景観と調和し、良好な景観の形成に配慮した色彩、形状、意匠、規模とすること。		
	屋上に設置する設備、外壁に取り付ける設備	・屋上に設ける設備(給配水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど)は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにするよう努めること。 ・外壁に取り付ける設備や配管は、建築物と一体的な外観とする、または目隠しなどにより見えないようにするよう努めること。		
	屋外階段、立体駐車施設など	・屋外階段、立体駐車施設などは、建築物と一体的な外観となるよう努めること。		
3) 外構				
(1) 付属施設・駐車場	建築物や周辺景観との調和	・駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場などは、道路等から見えにくい部分に配置するように努め、見える位置になる場合は、緑化や修景などによる目隠しに努めること。		
	景観的演出への配慮	・駐車場は、舗装材の選択や周辺の緑化などにより、景観的演出に配慮すること。		
(2) 外柵や塀、門柱・門扉	建築物との調和	・道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとするよう配慮すること。		
	生垣	・歩行者空間を魅力ある空間とするため、生垣などによる緑化に配慮すること。		
(3) 植栽等	既存樹木の保全	・敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。		
	敷地内の緑化	・敷地内のオープンスペースや建築物の前面などの緑化や花による修景に努め、側面部分でも植栽が可能な箇所については緑化に配慮し、緑豊かな景観の形成に努めること。		

全市域用 2 / 2